

## 理事会規則

(目的)

**第1条** 公益財団法人電磁材料研究所(以下「本法人」という。)の理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(構成)

**第2条** 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事以外の出席)

**第3条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(種類及び開催)

**第4条** 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、事業年度終了後3箇月以内及び事業年度終了前の2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 第5条第2項の規定により、理事長以外の理事から招集の請求があったとき。

(3) 第5条第3項の規定により、理事長以外の理事が招集したとき。

(4) 第5条第4項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集権者)

**第5条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、第2項及び第3項に準じて、理事長に理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

**第6条** 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対

し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び主たる目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

**第7条** 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(定足数)

**第8条** 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

**第9条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長を代行する。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、出席した他の理事の互選により議長を定める。

(出席状況の報告)

**第10条** 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本法人の職員をして行わせることができる。

(決議の方法)

**第11条** 理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(権限)

**第12条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関すること（評議員会の決議事項は除く。）

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他法令及び定款に定める事項及び法人の業務執行に関し必要なこと（評議員会の決議事項は除く。）

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する事ができない。

- (1) 長期借入金、重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 基本財産の認定及び基本財産の処分又は除外
- (3) 多額の借財
- (4) 重要な使用人の選任及び解任
- (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の賠償責任の免除
- (8) その他業務執行に関する重要な事項

3 理事長は、前2項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（報告）

**第13条** 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

3 前項各号の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（報告の省略）

**第14条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第13条第1項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第15条** 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

2 理事会の決議に参加した理事であつて、前項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

3 議事録は、10年間本法人の事務局に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

**第16条** 理事長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常任理事会)

**第17条** 本法人は、理事長及び専務理事で構成される常任理事会をおくことができる。

2 常任理事会の権限及び運営方法については、理事会の決議により定める常任理事会規程の定めるところによる。

(委員会)

**第18条** 理事長は、本法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 委員会の任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(補則)

**第19条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益財団法人電磁材料研究所の設立登記のあった日（平成23年7月1日）から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。